

給排水工事申請に係る審査検査手数料の事務処理誤りについて



経済建設常任委員会提出資料
令和7年5月12日 上下水道部

事務処理誤りの概要

令和6年度末に給排水工事申請に関する事務の内部点検を行ったところ、当該申請に係る審査検査手数料についての処理誤りが判明した。

【内容】

- | | |
|------------|-----|
| ① 手数料の還付漏れ | 19件 |
| ② 手数料の調定漏れ | 2件 |

原因と対応状況

【原因】

- 年間約2,500件の給排水工事申請があるうち、無届けでの中止や倒産、撤退等による変更が年間数十件生じており、年度を跨ぐものも多いこと。
- 設計変更等の際に手数料の変更が伴うものと伴わないものがあるなど、事務処理が複雑であること。
- 上記のとおり複雑な管理を要する事務を複数人で確認する体制が十分でなかったこと。

【対応状況】

- 対象の給排水工事指定店への説明（実施済）
- 漏れが生じていた手数料の調定及び還付（実施中）
- 申請に関する管理簿等の見直し、申請の各段階における複数人でのチェック体制の整理

事務処理誤りの件数と審査検査手数料の還付及び調定額

<未処理における還付額・調定額の内訳>

年度	還付		調定	
	件数	金額	件数	金額
R 2	0件	0円	0件	0円
R 3	3件	43,500円	0件	0円
R 4	3件	28,500円	0件	0円
R 5	0件	0円	0件	0円
R 6	13件	116,500円	2件	12,500円
合計	19件	188,500円	2件	12,500円

※令和6年度の件数には年度内の受付で、年度明けに処理した分を含む。

旭川市水道事業等給水条例

（手数料）

第27条（省略）

2 管理者は、第5条第2項の設計審査及び工事検査をするときは、申込者から次の表に規定する手数料を申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

工事の内容		手数料(メーター1個につき)
新設工事	メーターの口径40ミリメートル以上	22,700円
	メーターの口径40ミリメートル未満	14,500円
改造工事		7,000円
簡易な改造工事		2,000円